

報道関係者 各位

令和4年9月21日

【照会先】

熊本労働局労働基準部賃金室

賃金室長 柴田 一成

賃金室長補佐 竹森栄見子

(電話) 096-355-3202



最低賃金制度の
マスコット
チェックマン

熊本労働局長から熊本県知事へ最低賃金・業務改善助成金等の周知・活用促進及び賃金引上げに向けた中小企業等への支援等に関する要請について

—熊本地方最低賃金審議会建議を踏まえて—

令和4年度の熊本県最低賃金については、令和4年10月1日（土）から、**時間額853円（現行821円から32円引上げ）**に改定されます。

この改定に際しては、令和4年8月23日に熊本地方最低賃金審議会長から建議が提出されておりそれも踏まえ、令和4年9月21日、熊本労働局長（新田 峰雄）は熊本県知事に対し、改定される最低賃金の周知、業務改善助成金などの各種施策及び令和4年9月から要件緩和・拡充された業務改善助成金についての周知・活用促進、併せて中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の推進について別紙のとおり要請を行いました。

熊本労働局においては、熊本県内の事業者及び労働者に対して、改定される最低賃金を広く周知するとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援を引き続き行ってまいります。